

秋田県公報

目次	ページ
規則	
○秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(五・農地整備課)……………	1

規 則

○秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(五・農地整備課)……………1

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五号

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則(昭和三十一年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条を削る。

第三条の見出しを「(分担金等の決定の通知)」に改め、同条中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、「様式第一号による分担金等決定通知書により」を削り、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(分担金の賦課基準)
第三条 条例第三条第二項の分担金の賦課基準は、別表第二のとおりとする。

第五条の見出しを「(分担金等の分割による納付の申請)」に改め、同条第一項中「分割納付の申出をしよう」を「分割して納付することを申し出よう」に、「第三条の」を「前条の規定による」に、「様式第二号による分担金等分割納付申請書」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、分担金等を分割して納付させるかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
第六条第一項中「年度末」を「分担金等を徴収する日の属する年度の末日」に改める。
第七条の見出しを「(分担金の減免の申請)」に改め、同条第一項中「等の」を「の」に、「様式第四号による分担金等減免申請書」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、分担金の減免をしようかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
別表第二中「第四条」を「第三条」に、「等の」を「の」に改め、同表は場整備事業の項を次のように改める。

経営体育成基盤整備事業(区画整理型)	工事費の二〇パーセント以内 (二級河川の改修を伴う部分の事業は、五パーセント以内)
経営体育成基盤整備事業(高度利用型)	工事費の二二・五パーセント以内 (一級河川の改修を伴う部分の事業は、五パーセント以内)

別表第二ため池等整備事業の項中「あつて」を「あつて」に改め、同表土地改良総合整備事業の項を削り、同表に次のように加える。

特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の一五パーセント以内
-----------------	---------------

別表第三ほ場整備事業の項中「ほ場整備事業」を「経営体育成基盤整備事業」に改める。
様式第一号から様式第五号までを削る。

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二ほ場

整備事業の項の改正規定、同表土地改良総合整備事業の項を削る改正規定及び別表第三ほ場整備事業の項の改正規定並びに次項の規定は、平成十九年四月一日から施行する。
2 この規則による改正前の秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則別表第二及び別表第三のほ場整備事業に係る分担金及び分担金に相当する金銭の徴収については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄